

平成 29 年度 中山間地域等直接支払制度の 実施状況を公表します

平成 29 年度は、第 4 期対策（平成 27 ～ 31 年度）の 3 年目となり、77 件の集落・個別協定の取り組みに対し、次のとおり交付しました。

各集落協定は、協定参加者の共同の取り組みにより、耕作放棄地の解消と発生防止、多面的機能の増進活動を行いました。

1 協定の概要

平成 29 年度は 75 件の集落協定と 2 件の個別協定が取り組みを行い、その協定面積は 1,644ha、交付金額は 1 億 6,967 万円になりました。

2 農業生産活動等の取り組むべき事項

ア 耕作放棄の防止等の活動（複数選択有）

主な活動内容は、「農地の法面管理」85%、「賃借権設定・農作業の委託」85%

イ 多面的機能を増進する活動（複数選択有）

主な活動内容は、「周辺林地の下草刈」45%、「景観作物の作付け」36%、「緑肥作物の作付」16%、「堆きゆう肥の施肥」14%

3 体制整備の取り組むべき事項

ア 農用地等保全マップの活用（複数選択有）

主な内容は、「農地面、水路・農道等補修・改良」64%、「農作業共同化又は受委託」15%

イ 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動（複数選択有）

A 要件選択は 3 協定で、「機械・農作業の共同化」33%、「担い手への農地集積」67%、「担い手への作業の委託」33%

B 要件選択はなし

C 要件選択は 71 協定で、「集落ぐるみ型」65%、「組織対応型」27%、「担い手型」14%

【中山間地域等直接支払制度】

農業生産条件の悪い平野の外縁部から山間地（中山間地域）などにおける農業生産の維持と多面的機能の確保を図るために、耕作者に交付金を支払う制度です。

実施状況の公表は、本制度基本方針に基づき行うものです。

◆問い合わせ先 農林水産課 ☎0858-58-6116

専決処分の不承認に伴う措置について（報告）

専決処分を行った「大山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」及び「平成 30 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）」について、平成 30 年 7 月 30 日開催の平成 30 年第 7 回大山町議会臨時会において、不承認となりましたので、地方自治法第 179 条第 4 項の規定に基づき、以下のように措置を講じましたので、ご報告いたします。

なお、経過や詳細については公告や本町ホームページに掲載しております。

【改善に向けた取り組み等について】

専決処分の行為が生じた背景には、「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の議会提案が遅くなり、施行日までに時間的余裕がなかったことが要因として挙げられます。今後は、早期に条例制定議案を議会に上程するように努めてまいります。

また、議会を招集する時間的余裕がなくても、今回の議会の意向を尊重し、臨時会を開催していただくよう要請したいと思います。

今回の提案議案の不承認について、提案者である町長としてこの結果を大変重く受け止め、町民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

今後は、当該責務を踏まえ、適切に対応して参りますので、引き続き町政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。